

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日か翌
日の翌日)

目 次

◇ 告 示 健康保険法による保険医療機関の指定

肝てつ検査の実施

急傾斜地崩壊危険区域の指定

道路の位置の指定

◇ 公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞の実施

風俗営業等取締法による聴聞の実施

告 示

鳥取県告示第三百三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十七号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十五年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 皮内反応及び虫卵検査

別表

実施期日	実施区域	実施場所
三月十七日	関金町	大河原、大鳥居検診場
"	"	松河原、泰久寺"
" 十八日	"	今西、堀、明高"
"	東伯町	八橋、岩船

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
都田医院	米子市紺屋町 一三六番地三	内科	都田 治	昭和四十五年 二月二十二日
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目 二〇九番地	眼科	足立 啓	昭和四十五年 二月 十六日

十九日
福永、公文
赤碕町
赤碕、別所

鳥取県告示第百三十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

昭和四十五年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 賀露急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱三十九号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	町村	字	地 番	標柱番号
鳥取市	賀露町	下小路	一、〇五五次一	一号
			二、〇六九一一	二号
			一、〇七三三二	三号
			一、〇八〇次一	四号
			一、〇八五内一	五号
			一、〇八九	六号
			一、〇九六	七号
			一、一〇一	八号
			一、一〇四次一	九号
切戸			一、一一一	一〇号

六万防

一、一二四	一五号
一、一三四	一六号
一、一三八一三	一七号
一、一三九一一	一八号
一、一四四一一	一九号
一、一五五	二〇号
一、一五七	二二号
一、一六一次一	二二号
一、一六三一	三一号
一、一六三一二	三〇号
一、一六四	二七号
一、一六四一〇	二三号
一、一六四一二	二四号から二六号まで
一、七三二	二八号
一、七三二一一	二九号
一、七四二一二	一四号
一、七四四	一二号及び一三号
一、七四五	一一号
一、七五一一一	三九号
一、七五二一一	三六号及び三七号
一、七五二一二	三八号
一、七七八	三二号から三五号まで

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十五年三月十二日午後一時三十分から

米子市糶町二丁目一五一 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市西倉吉町二七の四 上野平 恒子

米子市博労町三丁目一の一 岡田 美津枝

米子市立町二丁目五五 原 忠 雄

米子市立町二丁目六八 中 西 妙 子

米子市西倉吉町一〇〇 末 吉 敏 雄

境港市上道町一九一五 中 野 正 子